

**Ⅲ.3 第Ⅱ期工事等における
解体撤去時における環境保全対策ガイドライン**

<目次>

第1. ガイドラインの位置付け……………1
第2. ガイドラインの概要……………1
第3. 環境保全対策の概要……………2

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R3.3.25	ガイドラインの策定	第9回撤去検討会

Ⅲ. 3 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 解体撤去時における環境保全対策ガイドラインは、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等における環境保全対策を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ. 3-1 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル」が整備され、周辺環境への影響を防止するための措置が図られるものとする。

[解説]

周辺環境の保全を図るため、豊島廃棄物等処理関連施設の解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するための措置を講ずる必要がある。

本ガイドラインは、解体撤去の作業における環境保全対策を実施するための技術的指針等を取りまとめたものである。

なお、一般的な建築構造物の解体時における有害物質等（空調用冷媒フロン等）への対応については、「Ⅲ. 2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別・処理ガイドライン」に別途定めている。

第2 ガイドラインの概要

1. 撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための基本的な措置を示すものとする。

[解説]

解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び施設撤去廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための対策を取りまとめたものである。

第3 環境保全対策の概要

1. 排気対策

解体撤去の作業に使用する重機等は、環境配慮型のものを使用することを原則とする。

2. 排水対策

解体撤去の作業に伴い発生する濁水は、必要に応じて処理した後、外部放流又は場内還流を行う。

3. 騒音対策

騒音の発生が大きい機材を使用する場合は、必要に応じて対策を行う。

4. 振動対策

振動の発生が大きい機材を使用する場合は、必要に応じて対策を行う。

5. 悪臭対策

悪臭が発生するおそれのある作業を行う場合は、必要に応じて対策を行う。

6. 廃棄物等の対策

撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等は、「Ⅲ.2 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従って対応する。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、周辺環境に配慮した隔離・保管を実施し、適正な処理委託を行う。

[解説]

解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するため、環境保全対策を実施するものとする。

解体撤去の作業に使用する重機等は、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものを使用することを原則とする。

廃棄物等の処理に関しては、「Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従う。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、飛散防止措置等を講じたうえで処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管し、適正な処理委託を行う。